合　意　書

●●●●（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）と●●●●（以下、「丙」という。）と、●●●●（以下、「丁」という。）は、甲が乙に対して、乙と丙の不貞行為を理由に慰謝料を請求している件（以下、「本件」という。）について、以下のとおり合意した。

第１条　乙は、甲に対して、乙と丙が不貞関係にあったことを認め、真摯に謝罪する。

　２　丙は、丁に対して、乙と丙が不貞関係にあったことを認め、真摯に謝罪する。

第２条　乙は、甲に対して、本件について、解決金として、金●●●万円の支払義務があることを認める。

第３条　乙は、甲に対し、前条の金員を令和●年●月●日限り、●●銀行●●支店「●●●●●●」名義の普通預金口座（口座番号●●●●●●●）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、乙の負担とする。

第４条　乙は、前条の支払いについて丙に対する求償権を放棄する。

　２　乙は、本件について、今後、丁に対して損害賠償、解決金その他金銭の支払いをした場合であっても、その支払いの名目を問わず、丙に対して求償権を行使しない。

第５条　丙は、本件について、今後、甲に対して損害賠償、解決金その他金銭の支払いをした場合であっても、その支払いの名目を問わず、乙に対して求償権を行使しない。

第６条　乙は、甲に対して、就業上必要不可欠な場合を除き、丙に接触しないことを約する。

　２　丙は、丁に対して、就業上必要不可欠な場合を除き、乙に接触しないことを約する。

　３　前２項の接触は、現実の接触のみならず、電話、メール、郵便、ソーシャルネットワークサービスなどを用いた一切の方法による接触をいう。

第７条　乙は、甲に対して、前条第１項の規定に違反した場合には、その違約金として、１回の違反行為について各金●●万円を支払うことを約束する。

　２　丙は、丁に対して、前条第２項の規定に違反した場合には、その違約金として、１回の違反行為について各金●●万円を支払うことを約束する。

第８条　甲と乙と丙と丁は、本件に関し、相互に、インターネットへの書き込み・書面掲載・口頭による情報の流布・架電・電子メール等その他方法の如何を問わず、本件に関する情報をみだりに公開しないことを約束する。

第９条　甲と乙と丙と丁は、甲と乙の間、丙と丁の間、乙と丙の間には、本合意書に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

　以上の合意の成立を証するため本書４通を作成し、甲乙丙丁各自１通ずつ保有する。

令和●年●月●日

【甲】住所　　　　　　　　　　　　　　　　　【丙】住所

署名　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　　印

【乙】住所　　　　　　　　　　　　　　　　　【丁】住所

　　　署名　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　　印